

諏訪市立中学校 部活動ガイドライン

平成 31 年 4 月 策定

令和 7 年 5 月 改定

諏訪市教育委員会

目 次

部活動ガイドライン策定の趣旨	・・・・・・・・・・・・	1
改定の経過	・・・・・・・・・・・・	1
1 適切な運営のための体制整備	・・・・・・・・	1
(1) 「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	3
3 適切な休養日等の設定	・・・・・・・・	3
4 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・・・・・・	4
5 地域クラブ活動への移行に向けた取組	・・・・・・・・	4
6 今後の取組	・・・・・・・・	5

部活動ガイドライン策定の趣旨

本ガイドラインは、義務教育である中学校（小中一貫校の7～9年生を含む。以下同じ。）段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

改定の経過

令和4年12月に国では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を改定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について考え方を提示した。

また、長野県においては、国の示すガイドラインを踏まえ、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を策定し学校部活動や地域クラブ活動の在り方を提示するとともに、指針の趣旨を踏まえ、地域クラブ活動への移行を推進することを目的として、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を令和6年3月に策定した。

これらを踏まえ、諏訪市では、地域クラブ活動への移行に向けた方向性等を本ガイドラインに反映させるため一部改定を行うこととする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」の策定等

ア 教育委員会は、国の示すガイドライン、県の示す指針・ガイドラインの趣旨を踏まえ「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」を策定する。

イ 校長は「市ガイドライン」に則り、毎年度、「学校部活動運営方針」を策定し、教育委員会の承認を得た上で、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 顧問は、校長の承認を得た上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）を作成する。

エ 顧問は、翌月までの部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長の承認を得た上で、前月中に生徒に配布する。

オ 校長は、毎月の活動実績を確認する。

カ 各中学校に設置する「部活動運営委員会」では、県教育委員会の指針などを踏まえて、具体的な活動の方針や取組について検討すると共に、定期的に見直しを行い、部活動が適切なものになるよう努力する。また、運営委員は、部活動顧問、部活動指導員、保護者、外部指導者等とする。

（2）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関わりについて、働き方改革の視点から、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、生徒の発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動及び文化部活動における休養日並びに活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 疲労の蓄積を抑えて生徒の健康状態や学習意欲、練習の効果を高めるため、平日は1日、土曜日及び日曜日に1日の休養日を設定する。
- 大会や練習試合、コンクールへの参加等により、土曜日及び日曜日の両日、活動する場合は、休養日を他の日に振り替えるとともに、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 長期休業期間では、生徒の健康状態や家族との触れ合い等を十分に配慮し、休養日を設定する。なお、長期休業期間の活動は、休業日全体の1/3を目安とする。
- 平日の総活動時間は、長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- 休日（土曜日及び日曜日）の活動は、どちらか1日の午前または午後の3時間以内とする。
- 各中学校での放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は、原則として行わない。
ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活のリズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の部活動を実施する。
- その他についても、学校ごとに状況が異なるので、実情を十分に配慮した上で、生徒や保護者に対して説明し、理解を得てから行うようとする。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導を行う。

- ウ 校長は、「学校部活動運営方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「市ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ工夫する。例えば定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりする。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、教員の部活動指導時間の上限を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

5 地域クラブ活動への移行に向けた取組

- ア 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し改革に取り組み、生徒や保護者の負担に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する。
- まずは、令和8年度末を目指して休日の学校部活動を新たな地域クラブ活動への移行を目指す。平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫

を検討する。将来的には、休日・平日とも全ての学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行を目指す。

- 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。
- 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動にも継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等、学校や教育関係者と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。

6 今後の取組

本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。本市においては、近年、部員数の減少に伴う合同チームの編成や教員数の減少による専門性の低下、生徒や保護者のニーズの多様化など、従前と同様の運営体制では活動を維持することが難しくなってきている。

そのため、生徒・教員の現状と課題を整理し、取組を改善していく必要がある。

また、本ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、長期的に、市全体で、従来の学校単位での部活動に代わりうる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

今後、学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行を目指すためにも関係団体等との協力を得て地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の整備充実を支援する。スポーツ・文化芸術文化関係団体等との連携、スポーツ施設・社会教育施設・文化施設等の活用など、地域社会全体が連携、協力した取組を進めていく必要がある。

なお、市教育委員会は、市ガイドラインを踏まえた各中学校の取組状況や部活動の実態を把握するとともに、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う。

【参考文献】

*令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁・文化庁)

*令和6年 3月

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（長野県教育委員会）

*令和6年 3月

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（長野県教育委員会）